

平成20年6月1日 初版作成
令和6年6月1日 一部改正

訪問看護ステーションマザー サービスご利用にあたり

訪問看護ステーションマザー サービス利用約款

〈別紙1〉

訪問看護ステーションマザー サービス重要事項説明書

〈別紙2〉

利用者負担説明書

〈別紙3〉

個人情報の利用目的

医療法人社団博慈会
訪問看護ステーションマザー

訪問看護ステーションマザーサービス利用約款

(約款の目的)

第1条 訪問看護ステーションマザー（以下「当事業所」という。）は、利用者に対し、介護保険法令、健康保険法令、高齢者医療制度に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また安心して在宅療養生活ができるよう訪問看護サービス（医療保険における訪問看護・介護保険における訪問看護、予防訪問看護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が「訪問看護サービス利用同意書」及び「訪問看護サービス提供に伴う利用者負担に係る同意書」を当施設に提出した日から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、〈別紙1〉、〈別紙2〉及び〈別紙3〉の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が、介護施設や医療施設に入所、入院された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には事業所は1ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用料を支払われない場合には解除する旨の勧告をすることができます。
この場合は事業所は利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画を作成した居宅支援事業所又は市、保健福祉サービス機関と協議し、居宅サービス計画の変更、介護保険外のサービス又は公的サービス利用等について必要な調節を行います。
- ③ 利用者が、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問看護サービスの対価として、〈別紙2〉の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。

利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の定められた日（窓口支払・振り込みによる場合は当月20日まで、銀行引落による場合は当月27日）までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、別途協議の上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は扶養者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当事業所は、訪問看護サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「訪問看護記録」等に訪問看護サービスの内容等を記入します。

2 当事業所はサービス提供に関する記録を作成し利用終了後2年間保管します。

3 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾による場合の他、正当な事由が存在し、適正な使用目的と認められる場合に限り、これに応じます。

(個別訪問看護計画)

第7条 当事業所は利用者の状態や日常全般の状況及び意向を踏まえて、主治医の発行する「訪問看護指示書」または「特別訪問看護指示書」「在宅患者点滴注射指示書」に基づき、また「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。当事業所はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

- 2 当事業所は利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その内容が可能なきときは主治医、介護支援事業所等と連絡調節を行い、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

(利用日の中止・変更)

第8条 利用者は都合により所定の日時における訪問看護サービスの利用日を中止又は変更することができます。この場合には利用者は訪問看護サービス実施日の前日までに事業所の申し出るものとします。

- 2 前項の場合に、利用者は中止した利用日については、サービス利用料の支払い義務を負いません。
- 3 本条第1項の定める期限を過ぎた申し出により、又は事前の申し出なく訪問看護サービスが中止された場合には、利用者は原則として当日のサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
但し、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を〈別紙3〉のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供する為、訪問看護計画書・訪問看護報告書の定期的な主治医への提出
- ⑤ 利用者の病状に急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑥ 医療機関に入院又は施設に入所した際等の情報提供
- ⑦ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(緊急時の対応)

第10条 訪問看護サービス利用中に利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医との連絡が困難な場合は緊急搬送等と必要な措置を講じます。

- 2 激甚災害等が発生した場合の緊急連絡については、通常の電話連絡に加えて、携帯電話のメールなどの手段を通じて扶養者及び扶養者の指定する者に対して連絡を行います。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。主治医に速やかに連絡し、適切な処置を行います。主治医との連絡が困難な場合は緊急搬送等必要な措置を講じ、利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(災害時等の対応)

第12条 震度5以上の地震が発生した場合、職員は事業所に帰所する事となっています。

- 2 災害時は予定された訪問を中止させて頂く、または訪問を途中で中断させて頂く場合があります。災害による通信障害の為、訪問についてのお知らせの電話が繋がらないことがあります。
- 3 災害により訪問中または訪問前後に職員の安全が脅かされる場合には、訪問を中止させて頂く場合があります。
- 4 災害等により当ステーションがサービス提供困難となった場合は、連携する訪問看護ステーションと協力し、必要な訪問を継続できるようにいたします。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 3 虐待の防止のための指針を整備します。(医療法人社団 博慈会 虐待防止マニュアルを参照)
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。医療法人社団 博慈会 虐待防止委員会・教育委員が担当します。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(身体拘束などの適正化の推進)

第14条 当事業所は訪問看護の提供にあたり、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そのほか利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 前号の身体的拘束などをやむを得ず行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

(身分証携帯義務)

第15条 当事業所の職員は常に身分証を携帯し、利用者及び扶養者から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

(要望又は苦情等の申出)

第16条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する訪問看護サービスに対しての要望又は苦情等を事業所、介護支援専門員、市又は国民健康保険団体連合に対しいつでも申し出ることができま

- す。
- 2 当事業所は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由としてなんら不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第17条 当事業所は訪問看護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の損害を与えた場合にはその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

- 2 利用者の責めに帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第18条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議し定めることとします。

- 2 激甚災害等が発生した場合には、訪問看護をやむを得ず中断します。また予定訪問ができない状況もあります。

以 上

訪問看護ステーションマザー サービス重要事項説明書

1. 概 要

(1) 事業者の概要

開設者の名称： 医療法人社団博慈会
事業所所在地： 420-0963 静岡県静岡市葵区赤松8番地の16
電話番号等： TEL:054-209-7000 FAX:054-209-7007
代表者職・氏名： 理事長 廣田 省三

(2) 事業所の概要

事業所名称： 訪問看護ステーション マザー
開設年月日： 平成12年 3月15日
施設所在地： 420-0963 静岡県静岡市葵区赤松8番地の16
電話番号等： TEL:054-200-5060 FAX:054-209-7007
管理者名： 岩村 哲子
事業所指定番号： 2264190097
指定年月日： 平成12年 3月15日

(3) 訪問看護ステーション マザーの理念と運営方針

訪問看護ステーションは、社会的に看護サービスを提供することによって在宅療養を希望する方とご家族に必要な看護の手を差し伸べる、そして可能な限りの「生」の充実を味わい、自立を目指し、人としての尊厳を失わず「生」を全うできるように援助することを目的とします。

この理念に沿って、当ステーションでは以下のような方針を定めていますのでご理解をいただいた上でご利用ください。

- ① 介護保険法令、健康保険法令等に基づき、家庭における療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持、回復を目指し、生活状況の向上に努める。
- ② 静岡市の関連機関、包括支援センター及び保健、医療、福祉サービスを提供する者と常に連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 地域で療養する方の生活の質を確保し、その方とご家族に適した看護を提供し、安全で安楽、安心した生活が送られるように支援する。
- ④ 予測性、科学性を持った援助となるよう自ら研鑽を積む。

(4) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	保健師	1名		1名
サービス提供者	看護師 保健師	3名	1名	4名
	理学療法士 作業療法士		9名 (兼務)	9名

(5) サービス提供地域

静岡市内（概ね、事業所から半径10km以内とする）

(6) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（但し国民の祝日、12/30～1/3を除く）
営業時間	08:30～17:30
緊急対応	当事業所は24時間連絡体制で対応しております。 緊急の場合、ご連絡いただければ、上記営業時間にかかわらず 当番看護師が相談に応じ、必要に応じて訪問いたします。

2. サービスの概要

- ・医療保険における訪問看護
- ・介護保険における訪問看護・予防訪問看護を実施しております。
訪問看護サービスの内容、所用時間は利用者の状態により変わってきます。
(介護保険利用者はサービス計画作成時に介護支援専門員にご相談下さい)
- ①病状の観察
- ②清拭、洗髪、入浴等による清潔の維持援助
- ③食事、栄養、内服、排泄に対する援助及び相談、指導
- ④褥瘡等の予防、処置及び指導
- ⑤リハビリテーション（四肢、嚥下、言語、呼吸）
- ⑥認知症患者の看護及び相談、指導
- ⑦カテーテル類の管理、吸引の実施
- ⑧血糖測定、インシュリン注射、点滴、酸素療法等医師の指示による医療処置
- ⑨訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員
の代わりに理学療法士等が行うことがある

3. 要望及び苦情等の相談

当事業所の提供したサービスについての苦情相談を承ります。お気軽にご相談ください。また苦情の申し立てなどにより、不利益な取扱を受けることはありません。

<相談窓口担当>

(名称及び担当者)

医療法人社団博慈会 訪問看護ステーション マザー
管理者 岩村 哲子

(所在地及び連絡先)

静岡県静岡市葵区赤松8番地の16
電話番号 054-200-5060

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口で苦情を申し立てることができます。

<申立窓口>

静岡市介護保険課 TEL:054-221-1377
国民健康保険団体連合会 TEL:054-253-5590

以上

<別紙2>

利用料負担説明書

□介護保険利用者負担金

要介護、要支援認定を受けた方は、介護保険制度規定により自己負担1割～3割となります。被保険者証に支払い方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があった時は、10割の料金を頂きます。この証明書を介護保険課に提出して、払い戻しを受けて下さい。

◇訪問看護サービス費・理学療法士等による訪問看護サービス費

以下は1回の自己負担分です。1回の訪問につき3単位のサービス提供加算が含まれています。

標準的な所要時間	料金 1割負担の場合	
	介護	予防
20分未満	331円	319円
30分未満	497円	473円
30分以上1時間未満	861円	831円
1時間以上1時間30分未満	1,179円	1,139円
20分（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	310円	299円
40分（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	619円	599円

加算項目内容		料金 1割負担の場合	
緊急訪問看護加算 月1回 24時間電話による相談体制及び緊急訪問体制		626円	
特別管理加算 月1回	I 留置カテーテル等を使用している状態の方	521円	
	II 在宅酸素療・人工肛門・人工膀胱・真皮を越える褥瘡の状態等の方	261円	
早朝・夜間・深夜加算	早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)	所定料金×25/100	
	深夜(22:00～06:00)加算	所定料金×50/100	
看護体制強化加算 月1回	要介護	I	574円
		II	209円
退院時共同指導加算 初回訪問時に1回、病状により2回の加算まで		626円	
初回加算 新規に計画を作成した際	新規に計画書を作成し、退院当日に初回訪問を行った場合	365円	
	新規に計画書を作成し、退院日の翌日以降に初回訪問を行った場合	313円	
ターミナル加算 在宅で死亡された方（在宅以外で24時間以内に死亡した場合も含む）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合		2,605円	
長時間訪問看護加算		313円	
複数名訪問加算	30分未満	265円	
	30分以上	419円	

* 特別管理加算・緊急時管理加算・ターミナル加算・サービス提供加算は区分支給限度基準額の算定対象外になります*

□医療保険利用者負担金

訪問看護サービスに対する利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものです。契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

医療保険			料金	利用者負担額 (1割)	
基本療養費Ⅰ（1日につき）		週3日目まで	5,550円	555円	
基本療養費Ⅱ（1日につき）※1		週3日目まで 同一日に2人	5,550円	555円	
		週3日目まで 同一日に3人以上	2,780円	278円	
基本療養費Ⅲ（1日につき）※2		入院中1～2回	8,500円	850円	
訪問看護療養費（Ⅰ・Ⅱ）※3 （癌・褥瘡専門訪問看護料）		（適応時/ 月1回迄）	12,850円	1,285円	
管理療養費（1日につき）		1日目	7,670円	767円	
		2日目以降	2,500円	250円	
加 算	難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500円	450円
			1日3回以上	8,000円	800円
	緊急訪問看護加算 （1日につき）※4		月14日目まで	2,650円	265円
			月15日目以降	2,000円	200円
	長時間訪問看護加算（週1回まで）※5			5,200円	520円
	24時間対応体制加算（月1回）※6			6,400円	640円
	特別管理加算（月1回）※7		I	5,000円	500円
			II	2,500円	250円
	退院時共同指導加算（適応時）			6,000円	600円
	特別管理指導加算（適応時）			2,000円	200円
	退院支援指導加算（適応時）			8,000円	800円
	在宅患者連携指導加算（適応時／月1回迄）			3,000円	300円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時／月2回まで）			2,000円	200円
	複数名訪問看護加算（1日につき）		看護師、療法士等	4,300円	430円
	早朝(06:00～08:00)・夜間(18:00～22:00)加算（1日につき）			2,100円	210円
	深夜(22:00～06:00)加算（1日につき）			4,200円	420円
	ベースアップ評価料 ※8			780円	78円
	医療DX情報活用加算 ※9			50円	5円
	情報提供療養費（月1回）※10			1,500円	150円
ターミナルケア療養費（適応時）※11			25,000円	2,500円	

- ※1 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費です。
- ※2 厚生労働大臣が定める疾病や状態にある方が、入院中試験外泊時の訪問が必要と認められた場合の療養費です。
- ※3 一定要件を満たした悪性腫瘍・褥瘡のある方に、専門性の高い看護師と同一日に訪問した場合の療養費です。
- ※4 医師の指示や連携により緊急に訪問看護を実施した場合です。
- ※5 特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方の1回の訪問の時間が90分を越えた場合です。
- ※6 電話により看護に関する意見を求められた場合、常時対応、緊急訪問できる体制をとっていることについての加算です。
- ※7 I…在宅悪性腫瘍指導管理を受けている方、気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態の方が対象の加算です。
II…酸素使用・人工肛門・人工膀胱・真皮を越える褥瘡のある方が対象の加算です。
- ※8 訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に月1回算定する加算です。
- ※9 マイナンバーカードの読み取りにより、利用者の診療情報を取得等したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回算定する加算です。
- ※10 情報提供は、静岡市等に対し訪問看護に関する情報を提供し、訪問看護ステーションと市等が実施する保健福祉サービスとの連携を強化して、利用者に対する総合的な在宅療養支援を提供することを目的としています。
- ※11 死亡された方について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問し、ターミナルケアを実施した場合の加算です。

□保険適用外の自己負担料金

適用法令	種 別	利 用 料
健康保険法 及び 高齢者医療制度	営業日以外の訪問加算	1 回ごと 2,000円
	営業日以外の訪問	30分ごと 5,000円
		夜間・深夜・早朝 訪問加算 (18:00~08:00)
	交通費 5kmまで 5kmを超え1km増すごとに	300円 50円
各法共通	時間超過 (1時間30分を超えた看護) ※長時間訪問看護加算を算定する日は徴収しない	30分ごと 5,000円
	衛生材料	自 費
	死後の処置料	カテーテル抜去・顔の整容 上記以上の事を行った場合 7,500円(+消費税) 15,000円(+消費税)
	死後の訪問 (医師による死亡診断までの訪問)	30分ごと 5,000円

<別紙3>

個人情報保護に対する取り組みについて

医療法人社団博慈会並びに訪問看護ステーションマザーでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者の皆さまへの訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。

当ステーションは個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

当ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者様・ご家族の方への心身状況の説明、看護記録、台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また利用者の皆さまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ①病院、診療所、薬局、保健センター及びその他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所
- ②業者とカンファレンス等による連携、照会への回答
- ③施設への入所時等の連携、照会への回答
- ④保険事務の委託
- ⑤審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑥審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届け出等
- ⑧当事業所の管理運営業務のうちの基礎資料
- ⑨学生等の実習、研修への協力において個人名が特定されない形での提供
- ⑩外部監査機関への情報提供

以上